

2022年度事業計画書

TPP11、日欧経済連携協定、及び日米貿易協定の発効により、当該諸国（米国、スペイン、ポルトガルなど）から輸入するトマトピューレー・ペーストの関税が廃止される2023年3月末まで、残すところあと1年となった。さらには、中国、トルコなど主要輸入国とのFTA・EPAも、交渉が加速していくと予測されるが、これらは、輸入自由化対策事業（加工用トマト生産安定対策事業）に直接的に影響を及ぼすことから、継続的に注視していく必要がある。

このような状況下、当工業会は、各種問題に迅速且つ的確に対応するとともに、国内産原料生トマトの確保、関税割当制度の維持を強力に推進し、業界の発展を期するため、前年度に引き続き自由化対策等を中心に次の事業を実施する。

1. 輸入自由化対策事業（加工用トマト生産安定対策事業）

（1）加工用トマト需給促進事業

加工用トマトの生産者等に対し、加工用トマトの生産コストの低減、労働力の軽減、さらに単収アップなどに繋げるための技術セミナー（優良生産者の表彰を含む）等の開催に掛かる費用について助成する。また、加工用トマトの需給促進に繋がる活動を行う。

（2）加工用トマト産地育成事業（メーカー別、県別助成事業）

加工用トマトの産地及び生産農家の維持・拡大を推進するため、以下の事業について、農協加工用トマト部会、生産法人、民間機関等に対し助成する。

- ① 新規参入者の拡大及び育成
- ② 労働力確保の仕組みづくり
- ③ 各種機械・設備等導入の推進

（3）トマトピューレー及びトマトペーストの関税割当について 引き続き本年度も関税割当に対応する。

2. 情報提供等事業

Eメールやホームページ等から関係情報の提供を迅速に行い、業界の円滑な運営及び啓発普及の推進を図る。併せてテレビ・新聞等の媒体に対し積極的に情報提供を行い、トマト加工品の一層の普及啓蒙を推進する。

3. 消費対策事業

「食育」をメインテーマとし、6月18日～19日に開催される「第17回食育推進全国大会 in あいち（常滑市）」に出展し、加工用トマト・トマト加工品に

関わる正しい情報を、若年層を中心とする消費者に対し発信する。また、消費者団体等と連携して積極的に勉強会等を開催する。

4. 技術対策事業

- (1) 食品ロス削減に関して関係機関と連携して対応する。
- (2) 海洋プラスチックごみ等の環境問題について関係機関と連携して対応する。
- (3) にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの J A S 規格の改正について技術委員会を中心に対応する。
- (4) H A C C P に沿った衛生管理の制度化など、食品衛生法等の一部改正に関わる諸問題について、関係機関と連携して対応する。
- (5) 食品表示基準に基づく適切な表示に対し、情報提供を行う。
- (6) 「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」に関して、トマト加工品に対する統一的な考え方について技術委員会を中心を作成し、周知する。
- (7) (一社) 日本ソース工業会、(一財) 全国調味料・野菜飲料検査協会との共催により「食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて」に係る説明会を開催する。
- (8) トマト加工品等の国際規格について対応する。

5. 原材料対策事業

- (1) E P A (経済連携協定) に基づく、関税割当 (チリ枠) について対応する。
- (2) W P T C (世界加工トマト評議会) において、国際的共通問題について対応する。
- (3) T P P、E P A 問題等について関係機関と連携して対応する。
- (4) 国内外の原材料情報の提供を行う。

6. その他

- (1) 空缶等食品の散乱防止対策及び容器包装リサイクル問題等について、公益社団法人食品容器環境美化協会を通じて対応する。
- (2) 関係業界と連携し、様々な情報交換を行う。
- (3) その他必要に応じ各種事業を行う。

以上